

条文が無くても、負けない——民法の解釈（後編）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#12 / 動画: <https://youtu.be/x7uYKtlKOzo>

第1章 民法総則 ⑩／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1

条文は、世の中の全部を書ききれない

短答

条文は、世の中の全部を書ききれない

条文に載っている場面

数えられるだけの、型どおりの場面

条文に載っていない場面

世の中に起きる出来事の、**数だけ**

だから、勝負は——条文の**言葉**を、どう読むか

図：条文は世の中の全部を書ききれないという気づき

- 載っている場面より載っていない場面のほうが多い
- だから条文をどう読むかが勝負になるという問い

なぜ、条文が無い場面が、生まれるのでしょうか。理由は、単純です。世の中に起きる出来事の数だけ、条文を用意することは、できません。ジムの会員契約や、サブスクにも、ぴったりの条文はありませんでした。条文に載っている場面より、載っていない場面のほ

うが、実は多いんです。条文が役に立たないわけではありません。条文が全部を書ききれない以上、大事になるのは、別のことです。条文に書かれた**言葉**を、どう読むか。同じ一つの条文でも、言葉の読み方しだいで、導かれる結論が変わります。これから、そのことを、実際にやってみせます。

2 一つの設例を置く——公園の条例

短答

一つの条例で、五回、答えを出す

- ——これから、**5回**、同じ条文で、答えを出します

条文

公園条例 第一条（架空の設例）

この公園に、自転車を乗り入れてはならない。

※ 実在の条例ではありません（設例）

図：架空の条例

- この公園に自転車を乗り入れてはならない
- これから五回同じ条文で答えを出すという宣言

ここで、たとえばの話を、一つ、考えてみましょう。ある公園に、こんな条例が、あったとします。「この公園に、自転車を乗り入れてはならない」。この一つの条文だけを使って、これから、五回、同じ問題を解いていきま

す。毎回、同じ条例。毎回、違う場面。そして、時には、違う結論が出ます。

3

一つ目、文理解釈——言葉どおりに読む

短答

一つの条例で、五回、答えを出す

- ——これから、**5回**、同じ条文で、答えを出します

条文

公園条例 第一条（架空の設例）

この公園に、自転車を乗り入れてはならない。

※ 実在の条例ではありません（設例）

図：架空の条例に文理解釈を当てる

- 言葉どおりに読む
- 自転車はこの公園に乗り入れられないという結論

まず、普通の自転車で、公園に入ろうとする人がいたとします。条文の言葉どおりに読めば、自転車は、この公園に乗り入れられません。このように、条文の文言に忠実に読むことを、**文理解釈**と呼びます。なぜ、まず文理解釈から始めるかというと、読み手によって結論がぶれにくいからです。すべての解釈の、

出発点に、なります。これができれば、実は、多くの場面は、それで片付きます。ここから、少しずつ、厄介な場面に、入っていきます。

4

二つ目、拡張解釈——文言の枠を広げる

短答・論文共通

一つの条例で、五回、答えを出す

- ——これから、**5回**、同じ条文で、答えを出します

条文

公園条例 第一条（架空の設例）

この公園に、自転車を乗り入れてはならない。

※ 実在の条例ではありません（設例）

図：架空の条例に拡張解釈を当てる

- 電動アシスト自転車も自転車の枠の中
- 文言の枠を広げてはまだ自転車と呼べる範囲にとどまる

次に、電動アシスト自転車に乗った人が、入ろうとしています。これも「自転車」と呼んでよいのか。いい問いです。厳密に言えば、条文の言葉は、ただ「自転車」とだけ書かれて

います。電動アシスト自転車は、ペダルをこいで進むのが、主な力です。モーターは、あくまで補助です。**自転車という言葉が指す核心——足でこぐ乗り物という部分は、保たれています。**だから、この場面でも、条文の対象に含めて読むことができます。このように、**言葉の枠を広げて読むことを、拡張解釈**と呼びます。どこまでも広げてよいわけではありません。**まだ、その言葉と呼べる範囲にとどまっている必要があります。**電動アシ

スト自転車は、まだ、自転車の枠の中にいます。だから、拡張解釈で届きます。

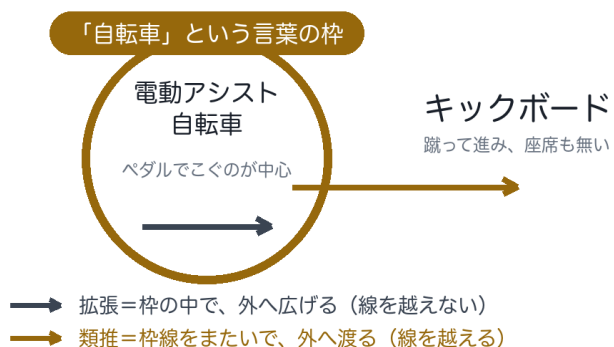
では、言葉の枠の外に出てしまったら、どうなるのか。それが、次の場面です。

5

三つ目、類推解釈——枠の外だが、趣旨が及ぶ

短答・論文共通

「自転車」という言葉の枠——境目は、どこか



境目は、たった一つ——**文言の枠**に、入るか、入らないか

図：自転車という言葉の枠を一本の線で描く弁別

- 枠の内側は電動アシスト自転車で拡張解釈
- 枠の外側はキックボードで類推解釈
- 境目は文言の枠に入るか入らないかの一本の軸だけ

今度は、キックボードに乗った人が、入ろうとしています。足で地面を蹴って進み、立ったまま乗ります。もう「自転車」とは呼びません。キックボードは、自転車という言葉の枠の、完全に外側にあります。どれだけ言葉を広げても、キックボードを「自転車」に含めることは、できません。ここで、別の道具が、登場します。この条文は、そもそも、何のためにあるのでしょうか。**園内を歩く人の安全を守る、**という条文の**趣旨**です。そして、この趣旨は、自転車だけでなく、キックボードにも、同じように及びます。だから、条文の言葉には含まれなくても、**趣旨が同じ**

ように及ぶなら、適用する。この読み方を、**類推解釈**と呼びます。

この板を見てください。**自転車という言葉の枠を、一本の線で描いています。**枠の内側に、**電動アシスト自転車。**これが、さっきの**拡張解釈。**枠の外側に、**キックボード。**これが、今の**類推解釈。**境目は、**たった一つ。**その**言葉の枠に、入るか、入らないか。**それだけです。**拡張は、枠の中を広げる。類推は、枠の外に、飛び移る。**そして、この違いには、理由があります。言葉の枠の中にいる間は、まだ「その言葉の意味」で、押し通せます。でも、言葉の外に出た瞬間、**頼れるのは、趣旨だけ**になります。

そして、この類推解釈は、試験の場面で、最も出番が多い道具になります。条文に無い場面を、埋めるための、最も本格的な道具だからです。

四つ目、反対解釈——書いていない以上、適用しない

短答

同じキックボードと条例から、逆の結論

	結論	趣旨は
類推解釈	キックボードも、ダメ	及ぶ
反対解釈	キックボードは、乗ってよい	及ばない

決めるのは、好みではなく——**条文の趣旨**

図：同じキックボードと条例から類推解釈と反対解釈が対立する

- ・ 類推はキックボードもダメ
 - ・ 反対はキックボードは乗ってよい
 - ・ 同じ材料から逆の結論が出るという対立
- ここで、同じキックボードの場面を、もう一度、見てみましょう。でも、実は、同じ材料から、正反対の結論を導く読み方も、あります。「条文には、自転車としか書かれていない。キックボードは、書かれていない」。「書かれていない以上、この条文は、キックボードには、適用しない」。だから、**キックボードは、乗り入れてよい**、という結論です。このように、条文がない以上、それに近い条文であっても、あえて適用しない。この読み方を、**反対解釈**と呼びます。実は、どちらも、論理としては、成り立ちます。**類推が正しく**

て、反対解釈が間違い、というわけではありません。反対解釈にも、ちゃんと理由があります。**書かれていないことを、勝手に広げない**という規律です。もし、似ている条文なら、何でも適用してよいことにすると、誰も、結果を予測できなくなります。

どこまで広がるか分からなければ、誰も安心して行動できません。この規律にも、ちゃんとした理由があるんです。

7

どちらを採るか——決めるのは、条文の趣旨

短答・論文共通

同じキックボードと条例から、逆の結論

	結論	趣旨は
類推解釈	キックボードも、ダメ	及ぶ
反対解釈	キックボードは、乗ってよい	及ばない

決めるのは、好みではなく——**条文の趣旨**

図：類推解釈と反対解釈の対立を決着させる板

- ・ 上は趣旨が及ぶから類推
- ・ 下は趣旨が及ばないから反対
- ・ 決めるのは条文の趣旨という一点

では、類推解釈と、反対解釈。どちらを採ればいいのでしょうか。どちらも論理としては成り立つ以上、**決め手は、好みではありません**。**決めるのは、条文の趣旨です**。もう一度、この条例の趣旨を、思い出してください。**園内を歩く人の安全を守る**、という趣旨でしたね。**趣旨が及ぶと判断すれば、類推解釈**。**趣旨が及ばないと判断すれば、反対解釈**。この一枚の板を、見てください。上に、類推解釈——趣旨が及ぶから、キックボードもダメ。下に、反対解釈——趣旨が及ばないなら、キックボードは、乗ってよい。同じキ

ックボードと条例から、上下、正反対の結論が出ています。

「**趣旨が及ぶか、及ばないか**」、この一点です。いま確かめたとおり、趣旨は、キックボードにも及びます。だから、この条例では、類推解釈のほうを採ることになります。反対解釈が正しくなるのは、趣旨が、その場面までは届いていない、と判断できるときです。**どちらが偉い読み方か、ではありません**。趣旨の届き方が、その都度、答えを決めます。

8

五つ目、制限解釈——文言の枠を絞る

短答

一つの条例で、五回、答えを出す

- ・ ——これから、**5回**、同じ条文で、答えを出します

条文

公園条例 第一条（架空の設例）

この公園に、自転車を乗り入れてはならない。

※ 実在の条例ではありません（設例）

図：架空の条例に制限解釈を当てる

- ・ 押して歩く補助輪付き自転車は含まれない
- ・ 絞っているのは自転車ではなく乗り入れという言葉のほう

最後は、少し違う場面です。小さな子どもが、補助輪付きの自転車を、押して歩いて、公園に入ろうとしています。ここで、一度、条文の言葉を、素直に見てみましょう。「乗り

入れてはならない」。この「乗り入れ」という言葉、押して歩くことも含めて読めそうですか。文言だけを見れば、押して歩くことも、含めて読むことができます。でも、ここで、また、趣旨に戻ります。何のための、条文でしたか。園内を歩く人の、安全のためでした。押して歩いているだけなら、誰かにぶつかって、危ない場面は、ほとんどありません。危険の無い場面まで、禁じる理由はありません。だから、条文の適用される範囲を、狭く絞ります。

このように、適用範囲を絞って読むことを、制限解釈と呼びます。ここが、大事な点です。絞っているのは、「自転車」ではありません。絞っているのは、「乗り入れ」という言葉のほうです。拡張解釈と、類推解釈は、「自転車」という言葉を、動かしていました。でも、今回、絞ったのは、「乗り入れ」という、別の言葉のほうです。制限解釈が、いつも動詞を絞る、という意味ではありません。どの言葉を動かすかは、その条文と、その場面が決まります。

五つの読み方——同じ一つの問題への、五つの答え

読み方	この設例での結論
①文理解釈	自転車は、 乗り入れられない
②拡張解釈	電動アシスト自転車も、 ダメ
③類推解釈	キックボードも、 ダメ
④反対解釈	キックボードは、 乗ってよい
⑤制限解釈	押して歩く自転車は、 含まれない

図：五つの読み方を一つの設定例で並べた一覧表

- 文理は自転車はダメ
 - 拡張は電動アシスト自転車もダメ
 - 類推はキックボードもダメ
 - 反対はキックボードは乗ってよい
 - 制限は押して歩く自転車は含まない
 - 同じ問題への五つの答え
- ここで、今日の五つの読み方を、一枚の表にまとめてみましょう。一つ目、文理解釈——自転車は、**乗り入れられない**。二つ目、拡張解釈——**電動アシスト自転車も、ダメ**。枠の中を、広げました。三つ目、類推解釈——**キックボードも、ダメ**。枠の外に、趣旨で橋を

架けました。四つ目、反対解釈——**キックボードは、乗ってよい**。同じ材料から、逆の結論でした。五つ目、制限解釈——**押して歩く自転車は、含まれない**。今度は、動詞のほうを、絞りました。同じ一つの問題に、五つの答えがある。これが、今日、一番、伝えたかったことです。

9 本物の条文で読み直す——第三者という言葉

短答

百七十七条を、もう一度、読み直す

- 判例は、この中から、**一部の人**を、外している
- → これは、今日見た、**制限解釈**

条文

民法 第177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、**第三者**に対抗することができない。

民法177条

図：百七十七条の第三者という言葉をもう一度読み直す板

- 条文には第三者としか書いていない
- 判例があまりに悪質なケースの人を外している
- あの結論は実は制限解釈だったという気づき

ここまでは、架空の条例で、話してきました。でも、実は、同じことが、本物の民法の条文でも、起きています。ここで、177条を、もう一度、思い出してください。この条文は、登記が無いと、「第三者」に対抗できない、と定めていました。「対抗できない」は、以前と同じで、「自分のものだと言えない」と読み替えてください。誰が「第三者」に当たるのか、条文自身は、詳しく説明していません。そして、以前、判例が、その範囲を決めている、という話をしました。当事者や、その立場を引き継いだ人は、「第三者」から外れる、という話でした。そして、もう一つ、大事な例外を、残していました。あまりに悪質なケースでは、知っていた買主が、「第三者」から外される場合がある、という話です。

中身は別の回で扱う、と言ったとおり、詳しい要件は、今日も、まだ扱いません。でも、今日、一つだけ、分かることがあります。この条文の言葉は、「第三者」とだけ書かれてい

ます。なのに、判例は、その中から、一部の人を、外しています。**言葉の適用される範囲を、絞っている**んです。理由は、今日、ずっと見てきたのと、同じです。趣旨に立ち返って、絞っているからです。この条文が守ろうとしているのは、以前見たとおり、**自由な競争**でした。知っていただけの人も、競争に参加する資格は失いません。でも、その競争のルールから、あまりにも外れた人まで、「第三者」に入れておく理由はありません。これは、まさに、今日見た、**制限解釈**です。

しかも今度、絞ったのは、「第三者」という名詞のほうです。動かす言葉は、その条文と場面で決まる、とさっき言いました。これが、その実例です。そして、この、外れてしまう人のことを、法律用語で、**背信的悪意者**と呼びます。名前と、絞られているという構造だけを、今日は、持ち帰ってください。この気づきが、大事です。すでに知っている条文も、実は、誰かが読み方を選んでい

10

では、どれが正しいのか——解釈の妥当性

短答・論文共通

解釈の妥当性——二つの物差し

	具体的妥当性	一般的確実性
問い	今、この事件で、妥当な結論か	次の似た事件でも、同じ理由で答えられるか
今日の例	雨の日、キックボードの子を通す → この日は、救われる	翌日、別の子が「同じです」と来たら？ → 説明できない

片方だけでは、**真に妥当な解釈**とは呼べない

図：解釈の妥当性を測る二つの物差し

- 具体的妥当性は今のこの事件で妥当な結論
- 一般的確実性は次に来る似た事件でも妥当な結論
- 片方だけでは真に妥当な解釈と呼べないという決着

今の、第三者を絞った条文も、架空の条例も、どちらも、誰かが読み方を選んだ結果でした。今日は、一つの条例から、五つの結論を見てきました。では、この中で、**どれが「正しい」解釈**のでしょうか。結論に納得できれば、それでいい解釈——実は、それだけでは、足りません。民法には、**真に妥当な解釈**と呼べる条件が、二つあります。一つ目は、**具体的妥当性**——今、目の前の事件で、妥当な結論を導けること。二つ目は、**一般的確実性**——他の、似た事件でも、同じように妥当な結論を導けること。**真に妥当な解釈は、この両方を、満たす必要があります。**ここで、一つ、事例を、考えてみましょう。ある日、雨に濡れた子どもが、キックボードで、公園に入ってきました。

管理人は、「今日だけは、大目に見よう」と、その子を、通してあげました。これも、一つの読み方です。「この子には、この条例は当てはめない」と、範囲を絞ったことになります。押して歩く自転車のときと、形は、同じです。違うのは、絞った理由です。さっきは趣旨でしたが、今度は、その場の同情です。

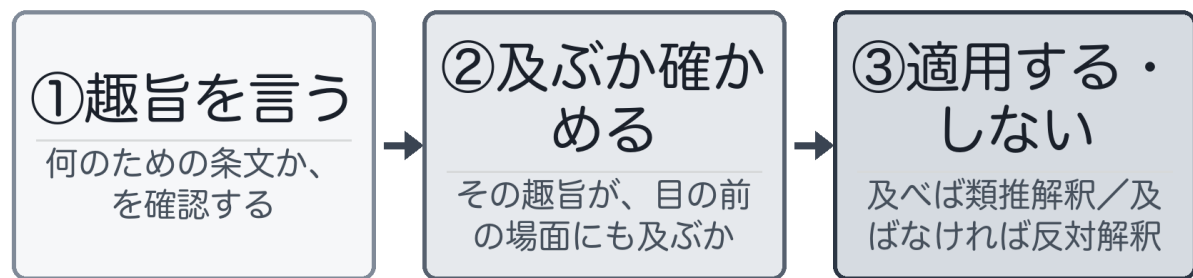
たしかに、**この日、この子は、救われます。**具体的妥当性は、満たされています。でも、次の日、別の子どもが、公園にやってきて、こう言いました。「わたしも、同じです」。管理人は、この子には、何と、説明すればいいでしょうか。

その場の同情で通した読み方は、次の似た事件に、答えを持ちません。これが、**一般的確実性が無い**、という状態です。だから、**片方だけでは、真に妥当な解釈とは、呼べません。**法律は、今日の一件だけでなく、明日以降も、同じ条文で、無数の事件を裁きます。その場しのぎの読み方は、同じような立場の人を、同じように扱えません。目の前の事件を救いながら、次の似た事件にも、同じ理由で、答えられる読み方。それが、**真に妥当な解釈**です。まず言葉どおりに読み、枠の内で足りるか、枠の外まで及ぼすか、それとも絞るか。その分かれ目は、趣旨が決めます。そのうえで、出した結論が、この二つの物差しに耐えるか。そこまで見て、はじめて、正しい読み方が決まります。

11

類推解釈の型を渡す——趣旨、及ぶ、適用

類推解釈の三つのステップ



図：類推解釈の三つのステップ

- 一つ目は条文の趣旨を言う
- 二つ目はその趣旨が目の前の場面にも及ぶかを確認する
- 三つ目は及べば適用し及ばなければ反対解釈に分かれる
- この先ずっと同じ形で使う道具

最後に、今日、一番大事な道具を、まとめて、渡します。**類推解釈**は、条文に無い場面を、埋めるための、中心的な道具でした。この道具は、いつも、同じ、三つの手順で、使います。一つ目、**条文の趣旨を言う**。何のための条文か、を、確認します。二つ目、**その趣旨が、目の前の場面にも、及ぶかを確認する**。三つ目、及ぶなら、**適用する**。これが、類推解釈です。一つ目、この条例は、園内を歩く人の安全を守るためのもの。二つ目、そ

の趣旨は、キックボードにも、同じように及ぶ。三つ目、だから、この条例を、キックボードにも適用する。

二つ目で、及ばないと判断したときに、そこで、**反対解釈**に、分かります。及ばないと判断すれば、適用しない。これが、さっき見た、分かれ道です。この三つの手順は、この先、何度も、そのまま使います。この型は、この先、**94条2項類推**でも、**110条の類推**でも、そのまま使えます。知らないうちに登記の名義が変わっていた場合や、代理権を、少しだけ超えて使われた場面です。今日は、その型だけを、受け取っておいてください。中身は、それぞれの回で、扱います。

◆ 今日の地図（保存版）

今日、配ったもの



※ 民法入門ブロック、完了——次は、民法総則の本体（三つの大きな原則）へ

図：今日配ったものの最終版

- 五つの読み方＝文理・拡張・類推・反対・制限
- 妥当性の二つの物差し＝具体的妥当性と一般的確実性
- 次は民法総則の本体である三大原則へ進むという予告

今日、配ったものを、まとめましょう。一つの条例から、五つの読み方——文理、拡張、類推、反対、制限。そして、正しい読み方を選ぶ、二つの物差し——具体的妥当性と、一般的確実性。**条文が無くても、言葉の読み方で、答えを出すことができます。**ちなみに、刑法では、被告人に不利益になる方向の類推

解釈は、禁じられています。理由は、そちらの科目で、扱います。今日、名前だけ置いていったものも、並べておきます。登記の名義が、知らないうちに変わっていた場合の類推。代理権を、少しだけ超えて使われた場面の類推。当事者の、意思表示そのものの解釈。そして、信義則や、権利濫用のような、一般条項。

でも、今日、大事な道具を、一つ、受け取りました。これで、民法入門のブロックは、終わりです。次からは、いよいよ、民法総則の本体に入ります。最初に扱うのは、民法全体を貫く、三つの大きな原則です。